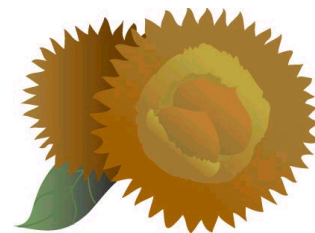


くらしのフレッシュ便



相談ファイル

～生命保険加入時告知義務はなかったはずなのに…～

《相談内容》

2年前、告知や医師の診査なしで加入できる生命保険に加入した。2ヶ月前、手術のため入院したので、入院給付金を請求したが、初診が約3年前であり、医師の診断書にその旨記載されていたため、支払いを拒否された。加入時に告知義務はなく、住所・名前などを記入するだけで簡単に加入できると広告しておきながら、給付金が受け取れないのは納得できない。

《アドバイス》

この相談における生命保険は、「無選択型」といわれる保険です。通常の生命保険と違って、健康状態などに関する告知や医師による診査なしで加入できます。

ただし、こうした保険は、誰でも加入できますが、誰でも給付金が受け取れるわけではありません。無選択型の保険は、現在「終身保険」と「医療保険」の2種類があり、次のような制約があります。終身保険は、一定期間内（「契約後2年間」など）に疾病により死亡した場合は、死亡保険金ではなく、既に払い込んだ保険料相当額が支払われます。

医療保険については、一定期間内（「契約後90日間」など）に疾病により入院・手術した場合は、給付金支払いの対象になりません。また、契約前から発病していた病気などで入院・手術した場合も支払いの対象にならないことがあります。

加入を検討する際は、保障内容の制約について資料などで十分に確認することが大切です。



情報ファイル

キダチアロエの「健康食品」～利用する時は少量から～



アロエはアフリカ原産の植物で、葉の表面付近には下剤成分バルバロインが含まれ、医薬品にもなっています。

アロエの中でもキダチアロエは「医者いらず」とも呼ばれ、日本では古くから親しまれており、その効果をうたわない限り、葉全体を加工して食品として販売することが認められています。

キダチアロエを加工した錠剤、飲料などの「いわゆる健康食品」では、食べやすい形状のため、生のキダチアロエを食べるより、多くの下剤成分バルバロインを摂取する可能性があります。

国民生活センターで、キダチアロエを原材料にした錠剤及び飲料について、バルバロインの含有量を調査した結果、特に飲料では1日の摂取目安量で、医薬品並みの量を摂取してしまう商品もありました。

キダチアロエを使った健康食品を利用する時には、少量から試して様子を見るようにしましょう。

消費生活相談状況(6月)

6月中に、県内の相談窓口で受け付けた消費生活相談は、4,805件ありました。

情報料等を請求するハガキやメールなどが届いたという架空請求・不当請求の相談が、依然として多く寄せられています。

主な苦情相談は右の表のとおりです。

順位	商品・サービス	相談件数
1	商品一般	1,044
2	情報提供サービス	1,017
3	融資サービス	542
4	レンタル・リース	157
5	教室・講座	85

～お知らせ～

スマートライフ講座

くすりと上手につきあうために

～知っておきたいくすりの飲み合わせ～

日時 平成17年10月20日(木) 13:30～15:00

会場 サン・シープラザ(三原市城町一丁目2-1)

講師 三原薬剤師会 副会長 原 俊樹 さん

定員 70名

*日常生活に関わりの深いテーマについて、外部から講師を招いて、スマートライフ講座を実施しています。講座開催のご希望があればご連絡ください。(082-513-2731)

消費者啓発講座

日時	場所	対象	講師
10月12日(水) 13:30～15:00	海田町 ひまわりプラザ	高齢者	消費生活コンサルタント 新中裕子